本工事における契約等条件について

工　事　名	道街第4号　誘導標示設置　工事
工事場所	宮永角木線　中津市字船場外　地内

本工事の契約にあたっては、以下の条件等が含まれますのでご注意ください。

	前払金等支払いについて
○	請負代金額全体の10分の4以内の前払金の支払いを、契約締結の日から30日以内に請求することができます。 (契約金額200万円以上の工事に限る。)
―	~~本工事は債務負担行為につき、各会計年度における請負代金の支払い限度額が設定されます。~~ ~~※本工事では、各会計年度の出来高予定額の１０分の４以内の前払金を請求できます。~~
―	~~本工事は債務負担行為につき、各会計年度における請負代金の支払い限度額が設定されます。~~ ~~※本工事の前払金は、翌年度の前払金相当分を含めた金額を請求することができます。(請負代金額全体の10分の4を請求可能)~~

―	余裕期間制度
	~~本工事は「余裕期間制度」を採用しております。~~ ~~詳細は、設計図書等内の仕様書またはホームページをご確認ください。~~ ~~また、主任技術者等選任通知書など、一部書類の提出時期が変わります。詳細はホームページの契約関係書類内にある「契約書作成方法」をご確認ください。~~ ~~**■申津市発注工事における余裕期間制度について(https://www.city-nakatsu.jp/doc/2024032200014/)**~~

―	契約書類の作成について
	~~本工事に使用する契約約款は中津市ホームページに掲載されておりません。落札者決定後、使用する契約約款をメール等にて送信します。~~

―	仮契約書による契約締結
	~~本工事は議会の議決を必要とする契約に該当しますので、仮契約書での契約締結となります。~~ 仮契約書による契約締結後、~~令和８年６月議会(予定)~~において議決を得ることができた場合、 ~~契約に必要な書類が全て提出されたことを確認した後、建設工事請負契約の成立についての通知を発行します。~~

―	契約締結年度に支出を行わない工事(ゼロ債務負担行為)
	~~令和8年度~~に発注し契約締結する工事のうち、~~令和9年4月初旬~~より実工事の施工が必要です。 ~~令和8年度~~は前払いを含めた支払いを行わず、~~令和9年度以降~~に支払いを行います。 ~~詳細はホームページをご確認ください。~~ ~~**■ゼロ債務負担行為の活用による工事等の発注について(https://www.city-nakatsu.jp/doc/2024032400018/)**~~

―	災害復旧工事
	~~**設計図書等内の「現場説明書」に繰越承認後の工期についての記載があります。必ずご確認ください。**~~ ~~以下の特例措置が適用されます。~~ ~~詳細は設計図書等内の資料またはホームページをご確認ください。~~ **~~■令和５年７月豪雨に伴う災害復旧工事に係る特例措置について~~** **~~(https://www.city-nakatsu.jp/doc/2023112100053/)令和5年11月21日~~** **~~(https://www.city-nakatsu.jp/doc/2024011200011/)令和6年1月11日追加~~**

―	その他

上記以外の特記事項については、設計図書等に記載されておりますので必ずご確認下さい。